

医療未収金等回収業務委託について

当院では、医療費支払いにおける公平性を確保することを目的として、請求後、一定期間を経過しても未収となっている医療費等の回収業務の一部を「紀尾井町東法律事務所」に委託しております。

当院より委託した債権につきましては、法律事務所が窓口となり、お支払いに関するご案内をさせていただきますので、ご承知おきいただくとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 委託先： 紀尾井町東法律事務所
東京都千代田区紀尾井町 3-27 剛堂会館ビル 3階
弁護士 前田 博之
- 2 対象者： 総合相模更生病院の診療費等を滞納している方およびその連帯保証人
- 3 委託内容： (1) 債務者等に対する電話および文書等による督促および弁済交渉業務
(2) 訴訟および執行手続に関する業務
(3) 債務者の死亡時における相続人調査および相続人への債権回収業務
(4) 債権者の所在調査
(5) 債権債務の内容調査・確認
(6) その他